

2020年6月1日

塾生の皆様へ

和敬塾事務所

2020年夏期欠食払戻しについて

例年7月1日から始まる夏期欠食払戻し制度について、今年はコロナウィルスの影響により、6月1日から受付可能とします。
尚、“春期欠食払戻し”及び“帰省日数分の塾費半額払戻し”の特別対応は5月31日をもって終了します。夏期欠食払戻しを希望する場合は改めて申し込みをしてください。

記

(1) 期間

夏期欠食払戻し対象期間：**6月1日(月)～9月20日(日)**

(2) 備考

- ①申し込み方法等については通常の欠食申し込みと同じです。
(但し、6/15迄は日付をさかのぼって申請する事が可能です。)
 - ②食券の再交付はしませんので、紛失しないよう十分気を付けてください。
 - ③夏期休暇中のお弁当欠食申し込みについては、例年通りとし、後日改めて掲示します。
- ※非常に流動的な情勢の為、変更があった場合は再度掲示します。

詳しい申し込み方法等は、別途掲示しております

『夏期欠食払戻し』のお知らせ
<Information>Meal Cancellation & Refund during summer season

をご覧ください。

以上